

目 次

第 1 部 LPS 法の解説

第 1 章 総則 3

第 1 条（目的） 4
第 2 条（定義） 6
第 3 条（投資事業有限責任組合契約） 8
第 4 条（登記） 56
第 5 条（名称） 59

第 2 章 組合員の権利及び義務 65

第 6 条（組合員の出資） 66
第 7 条（業務執行の方法） 69
第 7 条の 2（組合の代理） 77
第 8 条（財務諸表等の備付け及び閲覧等） 79
第 9 条（組合員の責任） 86
第 10 条（財産分配の制限） 91

第 3 章 組合員の脱退 95

第 11 条（任意脱退） 96

第 12 条（非任意脱退）	98
---------------	----

第 4 章 組合の解散及び清算 101

第 13 条（解散の事由）	102
第 14 条（清算人）	104
第 15 条（清算人の業務執行方法）	106

第 5 章 民法の準用 107

第 16 条（民法の準用）	108
---------------	-----

第 6 章 登記 113

第 17 条（組合契約の効力の発生の登記）	115
第 18 条（変更の登記）	118
第 19 条（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）	120
第 20 条（業務執行停止の仮処分等の登記）	121
第 21 条（解散の登記）	123
第 22 条（清算人の登記）	124
第 23 条（清算終了の登記）	125
第 24 条 削除	126
第 25 条（管轄登記所及び登記簿）	127
第 26 条（登記の申請）	128
第 27 条（組合契約の効力の発生の登記の添付書面）	129
第 28 条（変更の登記の添付書面）	130
第 29 条（解散の登記の添付書面）	131
第 30 条（清算人の登記の添付書面）	132
第 31 条（清算人の登記の変更の登記の添付書面）	133
第 32 条（清算終了の登記の添付書面）	134

第 33 条（商業登記法等の準用） 135

第 7 章 罰則 137

第 34 条 138

第 35 条 139

**第 8 章 その他 LPS の運営を行うにあたって
問題となり得る事項** 141

**資 料 投資事業組合の運営方法に関する
研究会報告書（平成 10・6 通商産業省）（抜粋）** 145

第 2 部 LLP 法の解説

第 1 章 総則 157

第 1 条（目的） 158

第 2 条（定義） 160

第 3 条（有限責任事業組合契約） 161

第 4 条（組合契約書の作成） 165

第 5 条（組合契約の変更） 169

第 6 条（組合に対してする通知又は催告） 172

第 7 条（組合の業務の制限） 173

第 8 条（登記） 177

第 9 条（名称） 179

第 10 条（商行為）	182
-------------	-----

第 2 章 組合員の権利及び義務 183

第 11 条（組合員の出資）	184
第 12 条（業務執行の決定）	186
第 13 条（業務の執行）	191
第 14 条（常務）	194
第 14 条の 2（組合の代理）	195
第 15 条（組合員の責任）	196
第 16 条（組合員の出資に係る責任）	197
第 17 条（組合の業務に関する損害賠償責任）	198
第 18 条（組合員等の第三者に対する損害賠償責任）	199
第 19 条（法人が組合員である場合の特則）	201
第 20 条（組合財産の分別管理義務）	203
第 21 条（強制執行等を行うことができる者の範囲）	205
第 22 条（組合財産に対する強制執行等の禁止）	206
第 23 条（組合員の職務を代行する者）	209

第 3 章 組合員の加入及び脱退 213

第 24 条（組合員の加入）	214
第 25 条（任意脱退）	217
第 26 条（法定脱退）	221
第 27 条（除名）	224

第 4 章 計算等 227

第 28 条（会計の原則）	228
第 29 条（会計帳簿の作成及び保存）	229

目次

第 30 条（会計帳簿の提出命令）	234
第 31 条（財務諸表の備置き及び閲覧等）	235
第 32 条（財務諸表の提出命令）	238
第 33 条（組合員の損益分配の割合）	239
第 34 条（財産分配の制限）	243
第 35 条（財産分配に関する責任）	247
第 36 条（欠損が生じた場合の責任）	249

第 5 章 組合の解散及び清算 253

第 37 条（解散の事由）	254
第 38 条（清算中の組合）	257
第 39 条（清算人）	258
第 40 条（清算人の解任）	260
第 41 条（清算人の業務執行の方法）	262
第 42 条（清算人の第三者に対する損害賠償責任）	265
第 43 条（法人が清算人である場合の特則）	266
第 44 条（財産目録等の作成等）	267
第 45 条（財産目録等の提出命令）	270
第 46 条（債権者に対する公告等）	271
第 47 条（債務の弁済の制限）	272
第 48 条（条件付債権等に係る債務の弁済）	274
第 49 条（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）	275
第 50 条（清算からの除斥）	276
第 51 条（清算事務の終了）	277
第 52 条（帳簿資料の保存）	278
第 53 条（解散及び清算についての準用規定）	280
第 54 条（適用除外）	281
第 55 条（相続による脱退の特則）	282

第 6 章	民法の準用	283
第 56 条	284	
第 7 章	登記	287
第 57 条	(組合契約の効力の発生の登記)	289
第 58 条	(変更の登記)	291
第 59 条	(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)	292
第 60 条	(業務執行停止の仮処分命令等の登記)	293
第 61 条	(解散の登記)	295
第 62 条	(清算人の登記)	296
第 63 条	(清算終了の登記)	297
第 64 条	削除	298
第 65 条	(管轄登記所及び登記簿)	299
第 66 条	(登記の申請)	300
第 67 条	(組合契約の効力の発生の登記の添付書類)	301
第 68 条	(変更の登記等の添付書面)	302
第 69 条	(解散の登記の添付書面)	303
第 70 条	(清算人の登記の添付書面)	304
第 71 条	(清算人に関する変更の登記の添付書面)	305
第 72 条	(清算終了の登記の添付書面)	306
第 73 条	(商業登記法及び民事保全法の準用)	307
第 8 章	組合財産の分割禁止の登記	309
第 74 条	310	
第 9 章	罰則	313

目次

第 75 条 314

第 76 条 316

第 10 章	その他 LLP の運営を行うにあたって問題 となり得る事項	317
---------------	--	-----

事項索引	320
-------------	-----